

琉球の宗教と尚圓王妃

上 井 久 義

一、日本人通事

琉球国の状況を知る史料として『李朝実録』に納められた漂流民の見聞は貴重である。このなかでも一四七七年二月一日に、進上の柑子を船で運ぶ際に漂流し、予那国島に漂着して六か月を過ごし、以後島々を至て沖繩本島に送られ、一四七八年八月一日に薩摩にむかって出発して帰途についた一行の例が興味深い。この時期は、第二尚王統初代の王である尚円から、その子尚真へ王位が継承される変革期であった。漂流民である金非衣らが沖繩本島に滞在したのは一四七八年春から、同年八月一日までのことである。『中山世譜』によると、この約二年前の一四七六年七月二十八日に尚円王が他界し、見上森陵に葬された。在位期間は七年で、年は六二才であった。尚円の世子尚真は幼少であったので、尚円の弟である尚宣威が一四七七年に即位した。しかし「是年。八月初四日薨。寿四十八」とあり、一四七七年には尚真が即位している。したがって金非衣らの見た沖

繩本島は尚真王治政下の姿であったことになる。王は年が一〇歳余りで、その母が後見を努めていたことが「母后朝に臨む」と記されていることから理解ができる。この時期の琉球国は、「唐人商販し来り、因居する者有り。」とか、「江南人及び南蛮国人皆来りて商販し、往来絶えず。」とあって、那覇あたりの繁栄ぶりをうかがうことができる。こうした項目の一つとして次の様に記されていることが注意をひく内容である。

一、其の通事は、必ず日本人の国に在る者をして之と為さしむ。漂流民が語つた他の事例で、琉球国の通事は必ず日本人が務めていたとする内容は見られない。しかもここでは必ず日本人をあたらせるという強いこだわりがあったことがうかがえる。通訳を依頼するとすれば、特にことわりがないかぎり、依頼する人物と同じ文化で育ってきた人に依頼することになる。次いで依頼人が話し合う相手方の人物と同じ文化で育つた人に担当を依頼することになる。それも内容に、より信頼を置くとすれば、琉球国王は琉球国人に通

事を依頼することになる。この場合は、このことが当然の事と考えられるので、取立てて必ず琉球国人を通事すると記されることはないはずである。したがって、必ず日本人を通事にしたことは、特にこの時期に通事は日本人である必要があったという事情が存在したと考えられるのである。琉球国から明に派遣された一行に随行した通事には、蔡璟、蔡讓、梁応などの名が見え、福建省から沖繩久米村に移住した中国系の人々に通事を依頼していたことがわかる。日本人が通事として中国に渡ることはなかったようであるから、ここで云う日本人通事とは、琉球国王の通事として外国から訪れる者との情報の伝達にあたった人物のようである。

金非衣らは、沖繩本島に着くと、「引きて官府に至る。館待甚だ厚し。」と記されている。官府とは、久米村の天使館のことのようである。ここで手厚い扱いを受けている。その最初の日に、黄金飾の大輦に乗った女主と、一〇余歳の男子の来賀をうけ、酒を賜った。ここに朝鮮語を理解する日本人通事があり、騎馬の小児が国王の子であると教えられる。漂流民は、三朔を過ぎ、通事に本国に還ることを請う。これに対して国王は「日本人は性悪にして保すべからず。你を江南に遣らんと欲す。」という。国王は日本人に対して信頼を置いていなかったことがわかる。また中国に対しては好意的で、明を経緯して帰国させることを考えていた。しかしその前に、通事から中国江南を経由するよりも、日本を至て帰国するのが近いことを知らされていたので、日本経緯のルート希望している。

国王が、日本人を性悪としながら、通事は必ず日本人をあてるとする状況には、大きな矛盾が感じられる。漂流民が沖繩本島に至った時、「国人及び通事来り、何国人であるのかと云う質問を受けている。国人とは琉球国の人であり通事とは日本人通事のことである。これに対して漂流民は「朝鮮人なり」と答えている。このことを国王に通達したのは通事であるから、国王と通事は密接な情報伝達のルートを持っていたことがわかる。尚真と王母はただちに反応を示し、久米村の天使館を訪れたのも、通事と国王との信頼関係を表わすものである。さらにこの通事は、国王は薨逝し、女主が国を治めていること、この人物と共に騎馬をした少年が現れるが、これが国王の子であること、天使館の機構など、琉球国の内情について語っている。このことは、日本人通事自身も琉球国の内情について関心を持っていたことを示している。そのような時期に「日本朝家台人新伊四郎」らが交易のために琉球に来島し、国王に対して「わが国と朝鮮とは通好す」るので、この漂流民を率い「保護して還帰せしめん」と願っている。そこで国王はこれを許し、「途に在りては備さに撫恤を加え、領回せよ」と命じ、漂流民に、錢一万五千文、胡椒一百五十斤、青染布唐綿布各三匹、さらに三朔の糧米五百六十斤、鹽、醬、魚醃、莞席、漆木器、食案等を賜ったという。まことに好意的な処遇を受けている。このことは新伊四郎と琉球国の女主とが親密かつ友好的な関係にあったことを示すものであり、江南より日本が近いことを教えた日本人通事が、このことをよく心得ていたこ

とを示している。必ず日本人通事を置いたとする日本人は、琉球国王と親密な関係にあつた者を云い、「性悪にして保すべからず」とした日本人は、これ以外の者たちとして意識されていたのではないかと考えられる。

二、宗家出身の博多商人

琉球国王妃と親密であつた新伊四郎について『成宗康靖大王実録』一〇年五月条によると、

琉球国使臣上官人新時羅、副官人三末三甫羅、押物要時羅、也而羅、船主皮古仇羅及び伴従人、格人等、合わせて二百十九人、済州漂流人金非、乙介、姜茂、李正等三船に分輪し、今五月初三日、塩浦に到る。上官人言う。俺は本々博多の人なり、去丁酉年十月(一四七七)副官人と興販に因り琉球国に往く。適々貴國漂流人到泊す、国王、書契を授け、俺等をして押来せしむ。

とある。新時羅は、博多倭人新時羅とか、日本覇家台人新伊四郎とも記されている。時羅・四郎は、四男を意味する四郎であろう。新とか新伊とあるのは、シンではなくニイと称したことによるのであろう。このニイは地名を示すものではないかと考えられる。とすれば対馬島の仁位を示す名称で、仁位の四郎とでもいった意味を持つていたようである。

琉球を出発した一行は、薩摩では新伊四郎の旧主人の家に留まり、州太守から酒飯や餅肴をおくられている。『海東諸国紀』源忠国の項

に

丁丑年(一四七七)、遣使来朝す。書に、薩摩三州太守島津源忠国と称す。歳遣一船を約す。丁亥年、観音現像を以て又遣使す。書に、日・隅・薩三州太守島津源忠国と称す。国王の族親にして、薩摩・日向・大隅三州の事を総治す。⁽¹⁾

とあり、島津家と親交があつたことが知られる。次いで博多を至て彦岐に至る。次に対馬島の草那浦では新伊四郎の旧主人の家に留まつている。「其の旧主人の家に投ず。其の主は及ち四郎の叔父なり。」とある。このとき「島主留めて、行き難きの状と風も亦不便なるの故を以て、留連すること二朔。」とある。対馬の島主も、琉球国使としての新伊四郎の任を後方から支援していることがわかる。また草那浦が対馬の何処をさすのか不明であるが、旧主人の家で島主の意向によつて二朔も留まつたとしているから、新伊四郎の叔父は宗氏の親族であつた可能性が高いと考えられる。

新伊四郎が草那浦に滞在したのは一四七八年三月の事である。四月には都伊沙只浦に至つて三日留まり、次の一日で塩浦に到着している。このころの対馬島については、一四七一年に撰進された『海東諸国紀』の対馬島の項が参考になる。この道路里数を示して、

我が慶尚道東萊県の富山浦より対馬島の都伊沙只に至るまで四十里。○都伊沙只より船越浦に至るまで十九里。

とある。また八都を示した冒頭に豊崎郡をあげて「或は都伊沙只郡と称す」と注している。これは岩波文庫本の注によつて、現在の長

崎県上県郡上県町・上対馬町であることが解る。しかしこの前に滞在した草那浦に該当する地名が見られない。ソウナウラとでも云うのであれば沙愁那浦がやや近い名称のようである。現在の上県町佐須奈である。四百余戸の大集落である。対馬島でこれに相当またはこれを超える集落は、沙加浦（峰町佐賀）五百余戸、桂地浦（雞知）四百余戸、美女浦（峰町三根）六百五十余戸、愁毛浦（美津島町洲）四百余戸の四例にすぎない。したがってここに居館を構えた新伊四郎の叔父は、宗氏に連なる有力者であつたことが予想される。

薩摩で投宿した旧主人の家とは、薩摩三州太守島津源忠国の居館であつたと思われるように、草那浦の居館もまたこれに相当する有力者の家であり、新伊四郎はその甥であつた。『海東諸国紀』には、一四六八年に遣使来朝したものと、佐須那代官平朝臣宗石見守国吉と称する者が見られる。新伊四郎ら二一九が投宿した旧主人でありかつ叔父にあたる者の家とは、佐須那代官宗国吉の居館であつたことも考えられる。

琉球国の日本人通事は、金非衣らに対して「汝の国の都邑の官庁有るがごとし」と久米村の大使館について説明しているところをみると、単に朝鮮語が理解できたと言うだけでなく、新伊四郎のような立場の人物と関わって、李朝の文化にも通じていたと考えられる。このような人物を通事として登用することは、尚真王母が新伊四郎のような対馬島の宗氏に連なる博多商人や、それに添った李朝および日本の事情に通じた日本人通事を信頼のおける側近として位置付

けていたことを示している。また『海東諸国紀』の薩摩州の項に、遣使来朝者として一〇名の人名を示すが、この内の五名には「宗貞国の請を以て接待す」と付記している。対李朝との交流には一四六八年から対馬の島主となつた宗貞国が大きな役割を果たしていたことが解る。薩摩が対馬島主の協力を得て対朝鮮交易を維持したように、宗氏に連なる新伊四郎は、薩摩の島津氏に連なる太守の支持を得て、対琉球交易のルートを確保していたと考えられる。

三、尚真の母オギヤカ

尚真の母は、一四七七年には琉球国の女主であつた。琉球国人が漂流民金非衣らに対し、

国王薨じ、嗣君年幼なり。故に母后朝に臨む、小郎、年長ずれば則ち当に国王と為るべし。

と語っているとをみると、尚真は王位に就く以前で、その母が女帝として君臨していたといつてよい状況であつた。『中山世譜』尚真王の項には

父、尚圓王

母、月光

とある。この月光が女主のことである。同書の尚円王の項には

妃、世添大美御前加那志。童名、宇喜也嘉。号、月光。（父名不

伝。始称世添御殿大按司加那志。正統十年乙丑生。弘治十八年

乙丑。三月一日薨。寿六十一。葬于玉陵。）

王有二男一女。

世子曰尚真。(後登王位)

女子曰聞得大君加那志。童名、音智殿茂金。号、月清(無)

後。皆月光所生也。

と記されている。

女帝とも云える人物にしてはその史料が少ない観がする。出生の年は正統一〇年(一四四五)没年は弘治一八年(一五〇五)三月一日で、年六一歳、玉陵に葬されている。尚円以前の王たちは、『中山世譜』によると尚思紹王、尚巴志王、尚忠王、尚思達王、尚金福王、尚泰久王、尚徳王と第一尚王統の王たちが名を連ねているが、そのすべてについて「母・妃、不伝」とされている。その意味では尚円王妃に対する扱いは、王妃の存在に対しても配慮された最初の事例であるといえる。この妃は「父名不伝」とあるが、以後の妃については、某氏某女、とその出身氏族も明記する形式をとっている。尚円王妃についてはその出身氏族が不明であるとしてこのような結果になったのであろう。生没年が明らかなのは、玉陵に葬され、供養のための位牌が存したことによるのではないかと考えられるが、これにも出身氏族が伝えられていなかったであろう。尚円王を嗣いで弟の尚宣威が王位につくが、隠居して領地の越來へ移り、即位した年の八月四日に、歳四八才で他界した。『中山世鑑』によると、御位牌ハ、義忠龍幸トテ、圓覺寺客殿ニ在ス、其孫子、繼來シテ、今ノ越來道房養黙、其後胤也。

琉球の宗教と尚圓王妃

とあり、宣徳五年(一四三〇)の誕生、成化一三年(一四七七)八月四日の他界が位牌によって知られたのであろう。金非衣らの漂流民が沖繩本島に到着したのは一四七八年春で、帰国のために出発するのが同年八月一日であるから、『中山世譜』に尚真は「明、成化十三年(一四七七)丁酉、即位。」としているが、現実には成化一四年に明国から冊封をうけて、名実ともに中山王として認知されたのであろう。したがって一四七七年二月に尚真を支持する宗教儀礼「君手摩」があつてから、翌年の尚真冊封までの期間が、尚真王母が女主として琉球を統治したのであろう。

第二尚王統で初代の王となった尚円について『中山世鑑』には尚圓公ハ、北夷伊平也嶋、伊是那、首見ノ人也。永業十三年乙未御誕生。字ハ思徳金トゾ申ケル。

とある。その後、正統三年(一四三八)に二四歳のとき「妻子ヲ相具シ、扁舟ニ棹シテ(中略)始メテ國頭ニゾ渡リ給」とある。尚宣威の項では「五歳ニテ、父母ニ離レ、兄尚圓公ニ養育セラレ、九歳ノ時、兄ニ從テ、此地ニ渡リ給」とある。『中山世譜』にはこのことを

正統三年戊午。歳二十四。竟棄田園。自携妻弟。涉海至千國頭。既居數年。亦居數年。亦如此。金丸盡心持之。終不見容。

正統六年辛酉。歳二十七。又携妻弟。始至首里。と伝え、以後は尚泰久王に認められ、昇進の道をたどつたとされて

いる。『中山世鑑』に妻子を伴つてとか、尚宣威が兄に従つて伊是那を離れたと記しているが、尚円に当時子供がいたことを伝える史料が見えない。それを『中山世譜』は、妻と弟を伴つて沖繩本島に渡つたとしたのであろう。尚円二四歳、尚宣威九歳であつたから、尚円に妻がいたとするのは自然な表現である。しかし尚真の母であり、尚円の妻であつた月光が生まれたのはこの七年後のことである。月光が尚円の妻になつたのは、尚真出生の頃と考えられる。それは一四六五年で、このとき尚円は五一歳で、御物城御鎖側官を務め、月光は二二歳であつた。

四、童名、号、神号

月光の童名は字喜也嘉である。ウキヤカといつたのであろう。その娘の童名は音智殿茂金、尚真の娘は真鍋樽、尚清の夫人は真鶴金、真美那古金で、鶴・鍋・樽・金などを含みもつ例が多い。月光の場合はこの類型にはおさまらない名称である。月光の子である尚真は「童名真加戸樽金。神号、於義也嘉茂慧。」で、童名は他の娘たちの類型に属するものであるが、神号は明らかに母月光の名を継嗣したものである。即ち月光の童名である字喜也嘉に茂慧を加えて、於義也嘉茂慧としたのであろう。

尚円と同じ年令であつた尚泰久王の神号は、那之志與茂伊または文世王とされているが、この與茂伊と尚真につけられた茂慧とは同じ意味で、某に思われている人物であることを名にしたのであろう。

「おもろさうし」第一巻に、オギヤカモイが盛んに唄われている。

一聞得大君ぎや

降おれて 降おれ茶よわちへ

世よ揃まいて

おぎやか思もいに みおやせ⁽⁴⁾

宗教儀礼の場で巫女がオモロを唄う場合には、王の名は神号が用いられたことによる。尚真のような中国風の名は、对中国交易に使用され、国内の儀礼では女神官たちによって神号が使用されていたと思われる。尚真の場合には『中山世鑑』によると、尚円の他界後、王位就任儀礼としてのキミホコリに、君々・神々が登場し、託宣があつて

首里ヲハルテダコウガ、ヲモヒ子ノアソビ、ミモノアソビ、ナヨ

レバノミモノ

とオモロが唄われている。これによつて尚宣威は次期の王は自分ではなく、尚真であることを知つたという。これは「首里においてなるテダ(日)の思い子」とは尚真をさすとして尚宣威は身を退いたわけである。王を意味するテダの思い子と唄いながら、現実には王妃である月光の童名ウキヤカをとつて、その思い子とする神号が尚真に与えられたわけである。

号である月光の意味は、王がテダ(日)であるのに対し、妃を月として位置付け、月の光とでもいった意味なのであろう。第一尚王統の本貫地である佐敷村の城御嶽の内と、同じ城内に昔は佐敷按司

の藏敷のあつた殿があり、これに加えて佐敷巫が祭祀する苗代之殿がある。『琉球国由来記』ではこれに

此殿ノ庭二月白ト云イベアリ。祭之時ニ尊ニ敬之也⁽⁵⁾

と注記している。これは佐敷按司である尚巴志と、それ以後の王たちを守護する宗教施設として苗代之殿があり、ここには月白と称する聖所があつたことを示している。この王と月白の連携を、第二尚王統初代の王尚円とその妃が継承するものとして、月白の名をうけて月光を号とし、月白が王の守護をしたのと同様に、月光が君々や神々を統括して王の守護を働きかけたのではないかと考えられる。

宇喜也嘉の言葉の意味は不明であるが、童名であるからウキヤカの嘉は児を意味することが考えられる。『琉球国由来記』では「自_二那覇_一首里往復之浮道、航渡之江也。於_レ茲集_二国中之船_一、而架_二船橋_一。」と船橋を浮道と称している。水に浮かぶ船の道とでも云う意味である。同様に考えればウキヤは浮屋を示し、船そのものを示したのではないかと考えられる。とすればウキヤカは浮屋児と字をあてることができる。この船は、当時琉球を行き来した商船で、月光の出身と深い関わりが織りこまれていたように思われる。

五、二所の玉陵とオキヤカ

数少ない月光に関する史料のなかで、注目されている二つの銘文がある。伊是名の玉御殿の厨子の銘と、首里の玉御殿にある碑文である。伊平屋島諸見村には、金丸王加那志御屋敷がある。尚円王の

出身地としての旧跡である。『琉球国由来記』には、これに続いて玉御殿について次のように記されている。(一)内は割注である。

玉御殿

伊是名ノ海涯、岩カケノ嶺ノ麓ニアリ。戌亥の方ニ向。御門、戌の方ニ向^(注略)尚真王御代ニ御建立為^被遊由、伝アリ。長三間、横二間ノ家、瓦蓋有^レ之。比内ニ長二間、横九尺ノ板蓋有^レ之。其内唐石ノ厨子ニツ居(一ツ、高三尺九寸五分、長二尺三寸五分、横一尺七寸。左柱ノ銘ニ「ヲソヒオドンノ大アンジヲギヤカ」右柱銘「ヲモヒ真ゼニガネガ御物」トアリ。前立クミ兩方ニキリンノホリ付、其下ニツカ柱ノ形ホリ付アリ。蓋ニ屋形瓦フキタル体ニテ、棟ノ真中ニ妙皇ノ玉火ノテ巻タル体アリ。棟ノ兩方ノ端ニ鴟吻ノ形。破風ノサキ四方ニ獅子象居ル。台四方ノ角ニ鬼^面、前ノ左右ニカラクサ・牡丹ホリ付アリ。一つ銘ナシ。^(中略)御骨被^ニ藏置^ニ也。

同様の記事が他の資料にも見えるので、参考のためにその銘文のみを「伊是名村史」によつて列記すると次のようである。

○「伊平屋島旧記集」

左之柱によそひおとんの大あんじおきやか

右之柱におもひ真セにかねの御物

○同

左の柱二よりひおとんの大阿んじおきやか

右の柱におもひ黄^マせまかねの御物

○同

よそひおとんの大あんじおぎやかおもひませにかねか御物

○『琉球国旧記』

左柱有銘。以番字書之云。与曾御殿之大按司遠幾也嘉。右柱

亦以番字銘云。思真錢金加御物前。

左右の柱の銘をそれぞれ独立した内容と見ると、ヨソヒオドンノ大アンシラギヤカと、ヲモヒ真ゼニガネにかかわる厨子ということになる。左柱の銘のうち、ヨソヒオドンノ大アンシは、『中山世譜』尚円妃の項に、世添大美御前加那志とし、これに「始称世添御殿大按司加那志」とあるのに一致する。ラギヤカは同書に示す童名宇喜也嘉であるので、これは尚円王妃月光のことである。ただ世添御殿大按司加那志から世添大美御前加那志に称号を変えたのであれば、厨子はその前の時期に造られたということになるのであろう。世添とは、世を治めるとか、世を統べるといふ意味であらう。大美御前加那志とは尊称のようなものであろうが、大按司加那志は、尚徳の神号を八幡之按司、尚円の神号を金丸按司添末統之王仁子と称した按司に「大」を付した称号であるから、琉球の女王として君臨していた時期にふさわしいように思われる。右の柱のヲモヒ真ゼニガネについて、高良倉吉氏は

尚円の姉、初代の伊平屋の阿母加那志と伝えられる人物のことであろう。彼女の名前の下につく「御物」とは、他の用例とあわせて考えると、当人のもの、つまりその人物の被葬される石棺を指

す文言である。右有銘石棺に初代の阿母加那志が収められている点はひとまず確認できたが、さて、問題は「よそひをどんの大あんじおぎやか」のほうであらう。世添御殿大按司オギヤカとは尚円妃、すなわち尚真の母后であることはいままでもないが、しかし、何故に尚円妃が初代阿母加那志とともに一基の「唐石厨子」に収まり、しかも伊是名玉御殿内に安葬されているのか。

と疑問を提しておられる。これは尚円妃もここに合葬されていることを前提としてこの厨子が造られたと考えたからであらう。「真ゼニガネガ御物」とあるのは、尚円の姉のために造られたものとあるが、ラギヤカには名のみ示して「ガ御物」の表記がない。したがってこれは真ゼニガネのものであつて、オギヤカのもではなかつたのであろう。一般に、左右の柱に縦書きされた文は、まず右の行を読み、続いて左の文を読むのが自然である。したがってこの場合は、ヲモヒ真ゼニガネガ御物、ヨソヒオドンノ大アンシラギヤカとなるのであろう。『琉球国由来記』の場合は、左柱に王妃の名があることから、まずこれを記したことからこれに続いて右柱の文を次に記すことになつたのであろう。以後この読み順序が踏襲されて、この厨子はラギヤカと真ゼニガネの二人の物であると理解されてしまつたようである。しかし本来この厨子は、真ゼニガネのために造られた物であり、これを製作させたのがラギヤカであることを示しているのであろう。尚円王の姉の厨子を用意する場合、尚円が健在であればここは当然金丸(尚円)が製作し、尚真治政中であれば尚真が製

作者として名を留めたはずである。それが月光の旧称になっているのは、これが尚円の他界後で、尚真が冊封をうける前という時期であったのではないかと考えられる。それにしても女主の発注にふさわしい厨子を作らせたことには、月光には墓に対する並々ならぬ思い入れがあったことを語っているといえよう。

沖繩の墓は、親族ごとに設けられている。したがって個人墓ではなく、親族群のなかに順次追葬されていくことになる。王や王妃は特別な事情がない限り、本貫地の親族墓に葬されることになる。したがって王や王妃の個人墓が単独で存在することは不自然であるし、各王や王妃の墓地がそれぞれに明記されていないのはそのためであろう。『女官御双紙』に、伊平屋の阿母嘉那志に関して

○初のおむかなしより代々、伊平屋島の玉御殿に葬らる由也（一）とあり、複数の納骨が見られることになるのであろう。

尚円は伊是名の出身である。したがってその父親である尚稷王は『中山世譜』に「乃葉壁伊是名、首見村人也。」とあり

明、宣徳九年（一四三四）甲寅。尚稷及妃葬。（墓在葉壁。今称其墓。曰玉陵）

とされているのが恒例にしたがった姿といえる。この表現だと尚稷と妃が玉陵に合葬されているようにも受けとれるが、恐らく王妃は王と墓を異にしていたものと考えられる。

尚円が一四七六年七月二八日に他界すると、見上森陵に葬した。出身地の伊是名では首里からあまりにも遠隔の地でありすぎたから

であろう。

尚真王の一五〇一年、新に玉陵を築いて尚円王をここに移葬している。尚円が他界して二五年後のことである。見上森陵は最終の葬地としてではなく、第一次葬の場所としてあてられたと考えられる。そしてその後尚円を頂点とする第二尚王統の玉陵とも云うべき玉陵が築かれることになるのである。この先行事例としては、第一尚王統の「佐敷ようどれ」が参考になったことであろう。ただ玉陵の場合は、この地に追葬することを許される人物が厳しく限定された碑を伴っていることが特異であるといえる。即ち移葬された尚円の他に、尚真、尚円妃、尚円長女と、尚真の五人の子供たちである。尚円の長男や尚真妃が含まれていない。尚円と尚円妃のみが夫婦で、他の配偶者は含まれていないのは、これらの人物はそれぞれの出身親族の墓に追葬されればよいと考えられていたからであろう。とすれば尚円妃がここに納められることは特異なことで、この碑を必要とした一つの理由であったと考えられる。この一五〇一年には尚円妃五七歳、尚真王は三七歳、王位嗣承者尚清は五歳である。晩年の月光は、息子尚真と、その後継者尚清の庇護に腐心すると共に、自分自身の終焉の地としての親族の墓地を身近に持ちあわせていない人物であったことが、この玉陵創設により一層の執着をいだかせることになったのではないかと考えられるのである。

伊是名玉陵にある厨子の銘は、『琉球国旧記』には番字で記されているとある通り、和文によっているが、首里玉陵の碑文もまた番字

で記され、月光の名がいずれも世添大美御前加那志ではなく、これ以前に使われた世添御殿大按司であることも興味深い。また番字とされる和文の表現が、月光にとって最も馴染みのある自己の意思の表現形式であつたことを示すものとも云えるのである。

六、聞得大君・三十三君・ノロ

番字で記録された代表的な書は、「おもろさうし」とノロ(巫女)の辞令書である。「おもろさうし」第一巻は一五三一年に完成し、最も古い琉球国の編さん書である。納められた神歌の多くは、巫女の最高位にある聞得大君が尚真王を讃える内容を唄つたものである。

この聞得大君は尚円と月光の長女で、一五〇一年の玉陵碑文に「きこゑ大きみのあんし、おとちとのもいかね」として名を連ねた初代の聞得大君と考えられる。「女官御双紙」によると、

きこゑ大きみかなし其字聞得大君嘉那志

此おほきみハ、三十三君の最上なり。昔ハ女性の極位にて御座ししに、大清康熙六丁末年、王妃に次御位に改めたまふなり。

○きこゑ大君かなし

先国王尚圓尊君の御姫

と記し、琉球の女神官たちの最高位にある巫女で、その初代は尚円の娘であることを伝えている。「中山世譜」尚円王の項にも

王有^二一男一女^一。

世子曰^二尚真^一。(後登^三王位^一)

女子曰^二聞得大君加那志^一。童名、音智殿茂金。号、月清。(無^レ後。皆月光所^レ生也)

と見える。号の月清は、母月光の月を受け継いだのであろう。清は、尚真に継いで王となった尚清の清、また童名マニキヨタルカネ(真仁堯樽金)のキヨと関連を持たせたものであろう。月清は尚清を守護する巫女としてふさわしい号を持ち、初代聞得大君としての巫女の最高位につく位置付けがなされた。

僧袋中は、琉球で見聞した宗教について、「琉球神道記」の「キンマモン事」の項で、三十三君などの存在について次のように記している。

託女三十三人ハ皆以王家也。妃モ其一ツナリ。聞^{キナフ}補^ボ君^{キミ}ヲ長トス。

都テ君ト称ス。此外、夷^{イナカ}中^{ナカ}辺^ヘ土^{ツチ}ノ託女ハ、數モ定リナシ。家ヲモ起^タズ。キンマモンニ、陰陽ノ二神アリ。天ヨリ下給フ、ギライカナイノキンマモント称ス。海ヨリ上給フヲ、オボツカクラノキンマモント称ス。都テ辨才天ナリ。⁽⁸⁾

これは一六〇五年に成つたものであるから、尚元王妃であり第三代になる真和志聞得大君梅岳の他界した年にあたり、尚永王と妃坤功の子である聞得大君加那志月嶺に地位が継承された年でもあつて、初代聞得大君月清時代の祭祀組織を伝えていると考えられる。託女三十三人はみな王家であるとしているのは、上級の女神官はすべて第二尚王統の親族関係者で占められていたことを示している。「妃モ其一ツナリ」とするのは、第三代の真和志聞得大君梅岳が尚元王妃

であつたことによるのであろう。三十三君を聞得大君が統轄する女
神官組織の構造は、初代聞得大君月清の就任によつて確立されたの
であらうから、玉陵碑文に聞得大君の名称が初めて見える頃を左程
さかのぼることのない尚真王治下の時代であつたと考えられる。

琉球の創世神話は、『中山世鑑』とこれにもとづく『女官御双紙』
によると、三男二女がまず誕生する。長男は国王、次男は諸侯、三
男は百姓、一女は君々、二女は祝々の始めとする。これは男性に百
姓、諸侯、国王の三階層と、女性の巫女に君々と祝々の二階層があ
り、それぞれその根源は異なつていふとする思想によつてゐる。こ
れに對して『琉球神道記』では、まず三児が登場し、「一リハ所所ノ
主ノ始ナリ。二リハ祝^{イハ}ノ始。三リハ土民ノ始」と記してゐる。所々
の主とは按司たちで、祝はこれを守護する巫女であらう。したがつ
てこれが『琉球神道記』に記す「夷中辺土ノ託女」をさすのである
う。三十三君はこの上に立ち、「君々」と称される者たちと祝(ノロ)
とを区分してゐる。聞得大君はこの君々の頂点に立つ巫女で、第二
尚王統によつて形成されたものであろう。琉球最高の神をキンマモ
ンとしてゐるが、「都テ辨才天ナリ」といふ。『中山世譜』第一尚王統
の神号を列記すると、
尚思紹王(君志真物)。尚巴志王(勢治高真物)。尚忠王(不
伝)。尚思達王(君日)。尚金福王(君志)。尚泰久王(那之志與茂
伊)。尚徳(八幡之按司、又称世高王)。
となり、三例には「君」を神号の頭に冠してゐる。いずれも「勢治

高」と云い替へることができるといふような靈力の高いことを表してゐる
のであろう。第二尚王統王家の三十三君を、祝(ノロ)とせず君
としたのはこのことを引き継いだのであろう。第一尚王統時代の巫
女名として、フミアガリ(踏土)、ツキシロなどがあり、儀礼面では
君テズリ、君ホコリ等の語が使われているが、これらに比べて聞得
大君は大和風の名称のように思われる。『琉球神道記』には、オモロ
が収録されてゐて、聞得大君のことを、キケイキミカナシとか、キ
ケイオホキミ、キフフギミと記されてゐることは、伝承過程でやや
変化したのではないかと考えられる。しかし「おもろさうし」では
「きこゑ大ぎみ」と番字で示されてゐることをみると、琉球国人に
は馴染みにくくとも、大和風の名称を儀礼の場で使用することが意
図されてゐたのであろう。

尚思紹王(一四〇六年即位)時代のオモロに「きこへばてんのろ」
がある。場天は地方名で、この地方を代表するノロとしての名称で
あるが、この父親がサメガ(尚思紹)であつたとされてゐるから、
第一尚王統初代の王である尚思紹の娘である。したがつて第一尚王
統で最高の地位にあつた巫女である。巫女をノロと云い、某君とは
稱してゐないので、この時期の女神官は某ノロの名称で組織され、
第二尚王統になつてこの上部に某君と稱する巫女組織が王家によつ
て形成されたのであろう。この第一尚王統最高の巫女「きこへばて
んのろ」の「きこへ」が、そのまま第二尚王統初代の尚円王の娘の
名に冠されたのであろう。

七、聖域の再編成

琉球国で最高の聖地といえ、斎場御嶽とされている。此処は琉球に穀物が漂着したという神話を持つ久高島を見通すことのできる高台にある。『琉球国由来記』巻一三知念間切の項に

サイハノ嶽 神号 君ガ嶽主ガ嶽御イベ 久手堅村

六御前。一御前 大コウリ。一御前ヨリミチ。一御前 サノコウリ。三御前 キヨウノハナ

此斎場嶽、阿摩美久作給フト也。詳ニ中山世鑑ニ見ヘタリ。右、知念巫・久手堅巫兩人崇所。

とある。祭儀としては、毎年の正月に初御願、二月に麦ミシキヨマ、四月に稲ミシキヨマ、九月に麦初種子・ミヤタネ、十二月に御結願があり、公庫から米二斗五升がだされ、稗が供される。麦と稲のミシキヨマの三日前に、久手堅巫が御嶽内の御水を首里まで届けると、聖上、聞得大君加那志、司雲上按司が「御無被召也」という。早魃の時には友利嶽と同じように聖上の行幸がある。知念間切の城内友利之嶽は、神名は、「知念森添森ノ御イベ」で知念巫崇所となっている。斎場嶽の神名は、「君ガ嶽主ガ嶽御イベ」で、この君は聞得大君、主は国王で、中山王府の核となる聖地であることが知られるが、通常の運用は地元の場合ノロと久手堅ノロによっていた。これは、第一尚王統の宗教的な中心的役割を担った聞得場天ノロの管轄地域内に、第二尚王統の君・主を神名とする聖地を、阿摩美久が作った

として設置し、前代の宗教形態を発展継承しようとした結果ではなかったかと考えられる。斎場嶽の年中祭祀は、豊作祈願と雨乞いであるが、城内友利之嶽では知念ノロによる「御崇」で作物の実りを願うと共に、

唐 大和 宮古 八重山ノ 缸々ノ上リ 下リノオハツキ ヤ、トノ百ガホウノ アルヤニ御守メシヨワチヘノ那覇ノ 湊ニ御引付メシヨワチヘ 御タボヘメシヨワレ

と、交易船などが無事盛んに那覇に就航できるよう祈っている。これは前王統の流れをくむ巫が、第二尚王統への宗教的支援をする姿で、これが斎場嶽で行われていないことは、この聖地が琉球各地の御嶽の一段上位に位置付けられる聖地としての認識は強くなかったことによるのであろう。伊是名出身の第二尚王統にとって、斎場嶽を国家最高の聖地として位置付けることの意義は低いと考えられる。強いて言えば、前王統の守護者であった場天ノロの活動地で、これを継承すること、中国や八重山、宮古への航路として重要な場所であった程度であろう。それが国家的祭祀の中で重要性を増すようになったのは、聞得大君の就任式である「新おり」が行われる際の重要な聖地とされるようになってからのことであろう。

八、聞得大君と大和ハンタ

場天ノロと聞得大君について、『遺老説伝』附巻に奇妙な伝承が納められている。「聞得大君日本に漂流のこと」がそれである。内容

は、聞得大君が祭祀のために久高島に渡ろうとして逆風にあい、日本に漂着した。その後、琉球では早魃が著しく、穀物が実らなかつた。そこで諸魂巫を招集して尋ねたところ、聞得大君が他国に滞在しているからであると言う。そこへ君摩物の神が聞得大君は日本に逗留しているから迎えるように託宣があつた。そこで場天ノロは日本におもむき、聞得大君を場天浜（一説には斎場嶽の下待垣泊）に迎えた。これを沙明嘉（場天ノロの父）が酒盃を献じて喜び迎える礼とした。その後、聞得大君は本処には帰らず、大里郡与那原村で過ごし、他界して三津嶽に葬られた。場天ノロが日本から帰るとき、多志好魚を伴つてきたので、場天ノロが場天浜にいる時はその浜に、与那原にいる時はその浜に、ノロに随つてこの魚が集まってくるという。

場天ノロが、聞得大君を場天浜に案内し、これを尚思紹王（サメ川大主）が喜び迎えたと言ふことであるが、初代聞得大君は尚真の姉妹であるから、第一尚王統の時代には存在しなかつた。その人物が一時期日本に滞在したとするのも現実離れをした物語であり、この問題に関心が向けられてこなかつた。この伝承そのものは虚構であるが、ある歴史的な事実を合理的に理解させるための方法として組み上げられたはずである。幸い『琉球国由来記』卷一三大里間切与那原村の「友盛ノ嶽御イベ」の項に同じ伝承が収録されている。ここでは、

タジヨク魚の寄事ハ、バテンノロ日本ヨリ帰帆之時、土産シ来ル

時ヨリ、バテン瀧原ニ寄ケルトナリ。故ニ、バテン巫、泊ニ居ケル時ハ彼海ニ寄、又与那原ニ居ケレバ被海ニ寄タル由也。至于今。此海ニ寄ケル時ハ古ヨリ例トテ、バテン大和ハンタニ在ス（聞得大君御参着之時、坂迎仕タル故、大和ハンタト云ヨシナリ）サメガト云イベニ祭り、バテンノロニ遣ス由也。此人、バテン巫父親ノ由、云伝也。

と結ばれている。これによると、サメガと云うのはイベ（御嶽の祭神を祀る聖域）の名称であること、これは場天ノロの父親の名に由来すること、ここを場天ノロを継承する巫女が祭祀し続けてきたこと、これが友盛ノ嶽御イベ（与那原村）の説明とされていることから、知念間切の城内友利之嶽のイベがこれにあたること等がわかる。またその場所はバテン大和ハンタで、この場所をこのように称したのは、聞得大君がこの地に来られた時に、場天ノロが坂迎えをした場所であつたからだと言ふ注を加えている。伊勢信仰で、講集団の一行が伊勢参宮を終えて出発した集落に戻る際、村境にあたるような場所まで家族が迎えにできることを坂迎えと言ふが、この場所は首里を出発した聞得大君の一行を、地元ノロたちが出迎えたことを言うのである。聞得大君を出迎える場所をどうして大和ハンタと大和を冠して名付けているのか、その説明のために、聞得大君を物語のうえだけでも一度日本の地に渡らせることによつて会得させようとしたことが理解できる。

聞得大君は、代々その就任にあたって「新下り」と称する儀礼を

行うために斎場嶽の地を訪れる。パテン巫火神（新里村）の項に、
 聞得大君嘉那志アラレノ時、与那原ニテ、パテン巫、大君之御
 前に出、神御名、テダ白御神ト、女御唄ノフシニテ付上ゲタル昔
 ノ例ハ、為レ有レ之ト也。パテンノ口神名、往古ハテダ白ト云フ。
 御同名恐多トテ、中古、改名之儀立願仕ケレバ、神託ニ、ヨナワ
 シ大神ト被レ下タルトナリ。

とある。琉球国王の即位に際し、最高の巫女から王が神号を受ける
 キミテズリの儀礼が、どのように行われたかを知る一助になる史料
 と云える。ここでは場天ノロから聞得大君に神号を贈っているが、
 これは聞得大君を頂点とする巫女制が成立して以降のことで、それ
 以前は、場天ノロがサメガと称するイベでテダ白という名を王に奉
 った儀礼が存在したのであろう。この時に「女御唄ノフシニテ付上
 ゲ」たとあるから、オモロを唄って奉ったわけである。テダは日神
 を意味し、琉球国王を象徴して表現する言葉に使われる。第一尚王
 統の尚思達王の神号を君日（キミテダ）とするのもその一例であら
 う。現実には聞得大君にテダ白の名を贈ったので、場天ノロと同じ
 名になったと伝えているが、佐敷村の苗代之殿の庭には月白という
 イベがあることを見ると、王に対してはテダ白、これを守護する巫
 女は月白と云い、日月が一对になった神号になっていたのではない
 かと考えられる。第二尚王統の尚円妃が月光、その娘が初代聞得大
 君となつて月清を称したのは、場天ノロの月白を継承したことによ
 るのではないかと考えられる。タジヨク魚はこの儀礼の特殊神饌で

あつたと思われる。月光は通事に日本人をあてることにこだわつた
 人物であつたが、この人物や娘を迎える坂迎之の場所に、大和を冠
 する地名がつけられたことに、新下り一行に大和的な文化の継承が
 意識されていたと考えられる。

九、弁ノ嶽

首里の南風之平等の鳥小堀村に冕大嶽と冕小嶽がある。「琉球国
 冠ニ于諸峰、号冕嶽」とされているように、那覇で最も高い位置にあ
 り、東シナ海・太平洋が一望できる。首里の標的にもなりそうな御
 嶽である。国王が知念・玉城に行幸する際には、その三日前にこの
 御嶽に参詣され、小嶽の前にある斎場御嶽望御祭所で祭礼がある。
 尚清王の時代に参詣の道路が整備されている。初代聞得大君月清の
 時代に、斎場嶽の遙拝所を首里城に近い東の高地に設け、小嶽ノ御
 イベの神名を天子と名付けている。「琉球神道記」にキンマモンを「都
 テ辨才天なり。」としているように、琉球で最高の神を奉る御嶽とし
 て弁ヶ嶽の設置がはかられ、王城に近い場所です王・聞得大君の親祭
 が行える宗教施設が形成されていったことを示している。

一〇、宗姓丹峰殿の主女

天順七年（一四七二）、琉球国王の使者である自端書堂が朝鮮を訪
 れていることが『海東諸国紀』の「琉球国紀」に見える。この人物
 は『世祖実録』に見える自端西堂のこととされている。新伊四郎が

漂流民金非衣らを連れて朝鮮を訪れる八年前のことである。この頃の琉球では一四六一年に尚徳王が即位し、一四六九年に二九歳で他界している。そして一四七〇年に第二尚王統初代の尚円が即位したその翌年にあたる。

中国に対しては、成化七年（一四七二）三月に「琉球国中山王世子尚圓。遣使臣蔡璟等。來朝。貢方物。報其國王尚徳薨逝。乃請封爵。賜環等宴并衣服綵段等物。」とあり、尚徳の他界を世子尚円が報告し、次期の王となる冊封を願っている。その結果、丘弘を正使、韓文を副使とする冊封使が遣わされることになった。その後一四七二年三月にも「中山王世子尚圓」の使者が中国を訪れている。そして一四七三年四月には「琉球国中山王尚圓。遣王舅武實等。來朝。貢方物謝恩。宴賜如例。」と記されている。尚徳王が即位した場合もそうであるが、前王が他界した場合、その後継者は、世子某と称して冊封を願っている。現実にはすでに世子が王を継いでいても、中国の冊封を受けるまでは世子某として行政に関する形式をとっていた。自端西堂が訪朝したのは尚徳が一四六九年に他界し、その二年後で、次期の王が世子尚円としての立場にあった時期のことである。世子尚円はまず一四七一年三月に尚徳の他界を中国に報じ、同年冬に自端西堂を訪朝させたわけである。そこで第一尚王統歴代の王の姓・名を伝えている。これに続いて、

今の王の名は中和、時に未だ号さず。年十六歳なり。宗姓丹峰殿の主女を娶る。王弟の名は於思、年十三歳なり。次弟の名は截溪、

年十歳なり。国王の新居の地は中山と名づく故に中山王と称す。とある。この時期の琉球国王は世子尚円で五七歳、妃月光は二七歳、王子尚真は七歳のはずであるから、この記事には情報の混乱がみられる。中和、於思、截溪の三兄弟は、琉球の史書に該当する人物が見いだせない。尚徳の児であるとすれば、中和は尚徳十六歳の時の子ということになる。『中山世鑑』尚徳王の項には

在位九年、行年、末マ三十二モ、不レ満二、成化五年（一四六九）己丑、四月二十二日壽二十九ニシテ、薨給ケレバ、時ノ攝政トモ、幼稚ノ世子ヲ、立テントシケルヲ、国人、世子ヲ廢シテ、内間里主御鎖側ヲゾ、立奉ル。是爲中山王尚圓。

とあり、中和が尚徳の世子である可能性もあるが、自端西堂が訪朝したのがこの約二年後のことであり、尚円が中国に冊封を乞うための使者を派遣している時期で、次期の王としての立場も安定していた頃であるから、「今の王」とは尚円を云うのであろう。とすればその妃を「宗姓丹峰殿の主女を娶る」とあることが興味深い。宗姓であるから対馬島主と同族である。丹峰殿と云うのは、その人物の居館がある地名に、殿を付して呼んだ名であろう。丹は上対馬島の仁位地方を、峰は三根地方の名称をとって称したのであろう。ここで宗氏との縁続きであることを表面にだしていることは、対朝鮮の交流に有利であると考えたのであろう。『海東諸国紀』対馬島の項には、

島は海東諸島の要衝に在り。諸酋の我れに往来するものは必ず經

るの地なり。皆な島主の文引を受けて後及ち来る。島主而下各使船を遣わす。歳定額有り。

と見え、対馬島主の仲介で交易が行われていたことを承知していたからであろう。当時の対馬島主は宗貞国（一四二〇〜九二二）で一四七一年には五一歳である。この年には尚円妃が二七歳であれば、貞国と同世代の人物の娘であることを述べているとも考えられる。琉球国王に関する情報に不確実性があつても、対馬島主と朝鮮との交易は頻繁であつたので、王妃について虚偽の報告をしたとは思えない。また『中山世譜』尚徳王の附記に

世子及王妃。避_レ乱。隱_ニ于真玉城。兵追弑_レ之

とあり、丹峰殿主女が尚徳の世子である中和の妃である可能性は低い。むしろ当時まだ冊封を受けていなかったが、世子尚円として王位にあつたその妃である月光が丹峰殿主女であつたと考えられる。

琉球国使となつた自端西堂については、琉球の史料にその名が見えないので、どのような人物であつたか不明であるが、『琉球国由来記』の「天徳山円覚寺附法堂」の項に、

照堂坊主事。照堂坊主也。侍真其職也。侍真者、本開山之塔主也。準_レ其例、而今主_{（父）}先王之廟、而勤_レ祠事也。使_レ耆德者主_レ之。故登_ニ西堂之位_一也。

亭坊主事。亭坊主也。維那其職也。維那者、梵語也。翻為_ニ次第_一。謂_レ知_レ僧事次第_一也。今奉_ニ弁天堂之香灯_一。故称_レ亭也。坊主者、僧別名也。撰_ニ徳行之人_一、任_ニ其職_一。故転_ニ西堂之位_一也。

と西堂之位についての記載が見られる。また「御施餓鬼之事」で、毎年七月一三日、円覚寺・天王寺・天界寺で御生靈御迎がある。十四日は円覚寺でこれを行うが、

長老・西堂・経衆、都合四十八人。

とあり、円覚寺に西堂と称する者が見られる。「順次年間住持次第」には「寒山長老、喜山長老、心了長老」に続いて九名の者が某西堂と称している。琉球第一の寺院である円覚寺に関わる者が、使者となつて朝鮮に赴いたことが考えられる。その目的とするところは、尚徳没後の政權交替と、新政權を庇護する仏教寺院の經典取得ではなかつたかと考えられる。『海東諸國紀』筑前州の項に、

護國道安

曾て琉球国使として我れに來聘し、是に因りて往來す。乙亥年（一四五五）來りて函書を受く。丁丑年（一四五七）、來りて職を受く。大友殿の管下なり。

とあり、一四五五年に訪朝して函書を受けた者が、一四五七年に再び訪朝していることが見える。また同項で、

信重

丙子年（一四五六）、遣使來朝す。書に、筑前州冷泉津藤原左藤四郎信重と稱す。歳遣一船を約す。辛卯（一四七二）冬、琉球国王使を以て來り、中樞府同知事を受く。博多の富商定清の女壻なり。大友殿の管下なり

とあり、博多商人の女壻が自端西堂と共に訪朝し、こちらは太友氏

の親族についての情報を提供している。博多商人新伊四郎が琉球国使として訪朝する姿に近いものがあり、相方が虚偽の報告をしあつたとは思えない。一四七一年という時期は、対馬島主宗貞国を介して朝鮮との交流があつたので、宗家一族の名を持ち出して交流を有利に導くのに、あまりに非現実的な内容を語ることはかえつて得策ではないと考えられる。

対馬島主の系譜について『宗氏系譜』によると、知宗は

娶_二島津氏女_一為_二夫人_一有_二七子_一。曰_二弥次郎左衛尉重尚_一(中略)便夫人島津氏之所_レ生也。

とあり、この長子が次の島主を継いでおり、『十九公實録』国守公実録(重尚)の項でも、「前公長子、母島津夫人」と、島津氏との繋がりを伝えている。対馬島と薩摩は遠隔の地であるが薩摩が対朝鮮交流を考えるうえで対馬が殊の外重要な存在であつたことが窺える。

『海東諸国紀』薩摩州の項に、一四五七年に島津忠国(一四〇一—一四六八)の親族である持久と「歳遣一船を約す」とか、一四六七年に薩摩三州太守島津源忠国と「歳遣一船を約す」、一四六八年忠国の従弟国久が「宗貞国の請により接待す」などと島津氏は朝鮮と交流し、宗氏の支援も見られる。この伏線ともいえる宗氏との交流が重尚の時代にはすでに存在していたわけである。また宗家の親族である博多商人新伊四郎が琉球国使として朝鮮漂流民を送り届ける際に、新伊四郎の旧主人にあたる州太守の居館に逗留しているが、これは宗家出身の博多商人が島津氏を介して琉球との交易を展開している姿

であるが、島津氏が宗氏の姻族であるという基盤に支えられていたことを伝えるものであろう。

婚姻による親族間の相互信頼の確立は比較的容易な一事例である。宗氏の場合『十九公實録』護国公実録によると、

○初公置_二八郡代_一、主_二營郡事_一、又令_二立石・俵・中原・吉副等族更_レ掌_二政務_一、子孫世協_二其職_一、奉_レ上忠貞、歴_二数百年_一、絶_二無_レ背叛、後世傳_二爲_二美談_一云

とあり、宗家と家臣との信頼関係を美談とたたえている。これには『宗氏家譜』貞国君の項に、

一女將嫁_二之家臣立石八郎_一既相約未_レ行_二婚禮_一而八郎死宗氏服_レ喪過_レ哀其後_二貞国將_二改嫁_レ之不_レ從_一即薙髮以_レ示_二其志_一改_二名慈雲_一居城西山下終身守_二貞烈_一其所_レ居之室後為_二禪刹_一今之瑞泉院是也

とあり、宗家の女性を家臣に嫁がせ、姻族関係の絆を重視していたことを伝えている。現実には嫁ぐことにはならなかったが、それと同じ事態が持続した姿であつたことを示したものである。これが次の世代にあたる材盛の時代になると、長女を立石平左エ門に嫁がせ、姻族関係の修復が図られていることがわかる。

尚真の出生は一四六五年で、母オギヤカは二一歳である。このときの対馬島主は宗成職で四六才、次の島主宗貞国も同年令であるから、この両氏に近い宗氏の親族が丹峰殿の名称で朝鮮にも理解されるほど知名度の高い人物であつたのであろう。

一一、尚眞の出生と天王寺

琉球の名刹とされる三大寺は、円覚寺・天王寺・天界寺とされている。この天王寺は『琉球国由来記』巻一〇によると、

当_レ成化年間、(一四六五〜八八) 選_レ此龍脈地、掘_レ岡巒体勢、
營_レ道場、永為_レ祝_レ宝祚万年、無窮福德、而山号_レ福源、仰_レ護国

天王_レ為_レ中尊、而寺号_レ天王_レ也。結構_レ僧堂・香積・大門。及為_レ

一方之巨刹_レ矣。_(文) 尚_レ円王旧居、且_レ尚_レ眞王生処也。_(文)

とあり、尚円王が即位するまでの居館で、ここで尚眞王が生誕し、

後に尚円王によって寺院がここに創建されたとされている。同寺の

西壇の項には「或曰。此寺_(文) 尚眞王建_レ此。余曰。不然。聞_レ此耆

老、_(文) 尚円王所_レ建也。」ともある。開山は円覚寺と同じ芥隱禪師で

ある。国王出生の屋敷地を伝える史料は、この尚眞とその父である

尚円くらいである。国王の世子誕生は、王城内とされている記載が

ない。妃や夫人によって一様ではないことが想定できるが、一般に

は出身親族の居所に帰って出産し、幼児期を過ごしたのではないかと

考えられる。尚円の場合は『琉球国由来記』巻十六旧跡の項に

金丸王加那志御屋敷

伊平屋島諸見村北表、午ノ方ニ向、廿間角。此内ニ御躰所有。巳

午ノ間ニ向、土壇五間角、前高一尺七寸、左右高一尺。後土壇ノ

外、次第上リ、土壇真中ニ、黒石三ツ、高コバ・樹木有リ、四方

囲。中比ヨリ松有_レ之。且、神アシアゲ壺、諸見ノヒヤ家アリ。右

家火神ニ、公儀御立願、並島中御祭礼所ニテ、往古ヨリ諸見ノヒヤ子孫、代々居住、奉_レ崇也。

とあり、尚円出生の屋敷跡が伝えられている。この地を尚円は二四

歳のときに離れて国頭地方に渡った。一四四一年、金丸(尚円)二

七歳のとき、妻と弟を連れて首里に至り、尚泰久王に仕えた。そし

て一四五四年に尚泰久王は、『中山世鑑』によると

ヲリシモ、内間ノ領主、闕タリケル間、内間ノ領主ニゾ成シ給

と見える。そして一四五九年には、四五歳にして御物城御鎖側に任

じられた。その後、一四六九年に尚徳が他界する一年前までこの地

位にあった。尚眞が誕生したのは一四六五年のことであるから、金

丸は内間領主御物城御鎖側官在任中のことである。『琉球国由来記』

巻一四西原間切の項に、旧跡として御衣脱瀬(内間高子瀬辺ニ有)

とし、尚円が「内間御地頭職・御鎖之側之時、此于瀬ニ諸臣、御輔

持来テ、踐祚ノ御迎之時、御衣御着替被_レ為_レ遊タルトテ、今此于瀬

ヲ御衣脱瀬ト名付ケタル由」という伝承のあることを示している。

そして次に

内間御殿 両殿有(東御殿西御殿) 嘉手苅村

のあることを記している。東御殿は、二間・三間軒屋茅葺普請であ

ったが、康熙二八年(一六八九)に瓦葺に改築され、西御殿は長三

間、横二間半の建物であったという。これらは東西御殿守によって

管理されているが、かつて金丸が内間御地頭職御鎖之側であった時

期の居処であったと考えられる。『中山世譜』では、尚徳王が他界す

る前年の一四六八年八月九日に金丸は「致仕以隱于内間。」とあり、政変のあと群臣たちが内間の金丸を王として迎えた。金丸が野服を脱いで龍衣を着た場所にある岩を俗に脱御衣瀬と云い、「且、西原間切。嘉手刈村。所謂内間御殿者。乃金丸舊宅也。今皆存焉。」としている。尚円即位は成化六年（一四七〇）であるから一年余の住まいのようであるが、地方有力者が首里に居館を移すのは尚真王の時期のことであるから、金丸の住まいは内間領主になった時期以降はこの内間御殿であつたと考えられる。それが御鎖之側官を兼務すること、首里にも居処を持つことになつたのであろう。本貫は内間に、執務に関わる所として天王寺創建以前の場所に居宅があつたという程度のもではなかつたかと考えられる。

天王寺が金丸の旧宅であつたというのは、内間御殿が金丸の旧宅であると『中山世譜』の記載と並べてみると、やや説得力が弱いように思われる。これは、この説明の主体がオギヤカモイ（尚真）の出生にあつたことを示しているのではないかと考えられる。そこで当然のことながらその父親の居館であつたものではなかつたかと考えられる。しかし『中山世鑑』や『中山世譜』には、金丸が伊是名島から同伴した妻の存在を伝えている。するとここで金丸夫婦とオギヤカが生活し、この家で世子尚真が誕生したという形にならう。むしろ実情は、オギヤカの居所であつて、ここでオギヤカモイが誕生したということにあると思われる。天王寺の地は、月光が最も信頼しかつ頼れる場所であつたはずである。オギヤカは王妃月光とな

り、尚円の世子をもうけたわけであるから、これを輩出した一族は社会的にも政治的にも高い位置付けが与えられて当然のことであるが、その居所は、尚円の命によつて「建寺名天王。而爲家廟之備。」とされ、『中山世譜』尚円王条に

弘治七年（一四九四）。尚真王。建宗廟于圓覺寺。故以天王寺。爲王妃廟。即今尚稷以下。諸妃神主。皆奉于此寺。節節致祭。著爲典祀。

と見える。円覺寺は「肇創天徳山円覺禪寺」記附重修事」によると弘治五年に尚真王の発願によつて建立されたとされている。この年は尚真二八歳、その母月光四八歳、そして対馬島主宗貞国は七三歳で他界した年でもあつた。この三年後に円覺寺を尚家の宗廟にし、オギヤカが尚真を生んだ居所を王妃廟にしている。一五〇一年に首里の玉陵を築き、第二尚家の王陵を築き、第二尚家の王陵を確立するが、月光の子供たちの配偶者の埋葬は被葬者に含まれていなかった。しかし月光と尚真、その世子尚清の妃は、月光の居所であつた場所である天王寺を廟とし、ここを王妃廟とすることによつて、佐敷ようどれ、浦添ようどれのような琉球の伝統的な宗廟様式を継ぐ首里玉陵と、仏教による宗教施設としての宗廟という形態の形式化が計られたわけである。これによつて王族家出身でない王妃たちに対する宗教儀礼の場も確立されることになる。この様な新たなシステムの制定は、尚真二五歳の発創と見るより、円覺寺および天王寺の開山となつた芥隈大和尚と月光の願うところではなかつたかと考

えられるのである。

註

- (1) 『海東諸國紀』岩波文庫。一九二頁。以降の引用は同書による。
- (2) 『中山世譜』琉球史料叢書第四。八四頁。以降の引用は同書による。
- (3) 『中山世鑑』琉球史料叢書第五。五七頁。以降の引用は同書による。
- (4) 『おもろさうし』第一首里王府の御さうし。日本思想体系。同巻に「おきやか思い」の名が四首見える。
- (5) 『定本琉球國由来記』二九五頁。以降の引用は同書による。
- (6) 高良倉吉「伊是名玉御殿をめぐる諸相」窪徳忠先生沖繩調査二十年記念論文集「沖繩の宗教と民俗」所収。
- (7) 「女官御双紙」神道体系神社編五十二沖繩。
- (8) 横山重編著「琉球神道記」一〇九頁。

〔付記〕この報告は、松浦章教授を代表者とする研究「東アジア国際関係史の研究 中国華東、華南と日本」に参加した成果の一部である。

The Religions of Ryukyu and Queen Sho En

Hisayoshi Uwai

In Okinawa, they have Utaki, the holy ground to conduct religious rituals, and priests called Noro. The priest in the highest position is Kikoe Okimi from the royal family. The founder was the daughter of King Shoen, the first king of the Second Sho Royal line. The First Sho Royal line was from Sashiki in the southern part of Okinawa, and Baten Noro took the highest position and guarded the king. But Sho En was from Iheiya Island and had no relations with the holy ground in Sannan region. In the era of the second king, Sho Shin, he appointed his sister Gekko as the highest shrine maiden and succeeded the position by receiving a name of God from Baten Noro, and took over the political structure where the king and the shrine maiden were united. After Shoen passed away, the drifters from Korea met with Sho Shin at the age of little over 10 and reported that his mother was in the position of conducting political affairs. There are also some records to show that this Queen Sho En was the daughter of So Niho. This shows that the administrators of this period retained the Japanese as interpreters, and that there were situations where the use of hiragana characters in published documents and inscriptions was regarded as a familiar form of records.